

平成 17 年 2 月 25 日

西東京市長 殿

西東京市保育サービス検討委員会
座長 出川 聖尚子

西東京市公立保育園の民間委託について

このたび、西東京市立保育園の運営に民間委託を導入するにあたり、子どもたちが楽しく通え、保護者が安心して子どもたちを預けることができ、また地域全体の保育サービスの向上により影響を与える保育園となることを基本に、どのように民間委託を行ったらよいか議論を行いました。

その結果、次のとおり委員の意見を集約しましたので報告いたします。民間委託の導入にあたっては、これらの事項を最大限に尊重し、委託事業者の選定、保育の実施・運営等委託内容の決定を行うことを要望します。

1. 委託園で実施する保育の内容について

基本的事項

- 「児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令)」及び「保育所保育指針について(平成 11 年厚生省児童家庭局長通知)」等に基づく保育を実施する。
- 西東京市立保育園(以下、市立保育園という。)としての位置づけから他の市立保育園の保育内容を基本とする。(事業者の特色を生かしながら他の市立保育園と変わらない、またはより以上の保育を行う。)

(1) 保育内容の引継ぎ

原則として、当該保育園の保育内容(年間行事、保育計画、デイリープログラム等)を引き継ぐものとする。詳細な内容については、各保育園ごとに保護者の代表、事業者、市保育課(保育士等を含む。)による「保育園運営協議会」を設置して、一つ一つ確認を行いながら決定していくこととする。また、決定したことは、関係者に周知すること。

(2) 市立保育園の基本的機能としての新たな保育サービスの実施

- 0 歳児保育の実施：産休明け(生後 57 日)からの 0 歳児保育を行う。
- 延長保育の実施：保護者の需要により 2 時間(午後 8 時まで)の延長保育を行う。

(3) 保育園保護者や地域の保護者の需要により実施する子育て支援サービス等

地域の保護者の需要により子育て支援事業として、以下の事業の実施を検討する。

- 「一時保育」や「休日保育」の実施。
- 基本の延長保育のほか、午前 7 時前の早朝保育や午後 8 時以降の夜間保育の実施。
- 園庭開放、育児相談等の地域活動の実施。
- その他、保育の実施に支障のない範囲で保育サービス以外の事業が実施できる可能性を考慮すること。

2. 委託園の職員配置等について

(1) 職員数及び資格

- 園長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、園長の資格を有する者を専任で充てること。
- 保育士は、保育士の資格を有する者を東京都基準により他の市立保育園に準拠した職員配置を行うことし、保育士の大半は、十分な実務経験を有する者とする。
- 保健師または看護師の有資格者を専任で配置すること。
- 栄養士の有資格者を専任で配置すること。
- 嘱託医(内科医又は小児科医・歯科医)を西東京市医師会と協議し配置すること。
- 給食調理員は、他の市立保育園による調理と同様な給食を提供できる職員を充てること。

(2) 職員

- 職員は年齢構成が偏らないようにバランスの取れた配置とすること。
- 当該保育園の非常勤職員(嘱託職員、パート職員)の雇用について十分配慮すること。また、当該保育園以外でも、西東京市の保育園に勤務実績のある職員の雇用についても配慮すること。

(3) 職員研修の実施等

- 職員の能力・資質の向上を図るため、職員研修を行うこと。また、委託園の職員は、西東京市保育課で実施する各種研修会へ積極的に参加するとともに、必要に

応じて担当者会議等に参加すること。

3. 移行時の引継ぎ保育の実施について

基本的事項

- 移行時の子どもの負担を最小限にとどめ、委託による保育園の運営が円滑に行われる事を目的として引継ぎ保育を実施する。

(1)引継ぎ保育の時期と期間、内容

- 委託事業者決定後、実質的な保育の引継ぎに入る前に、委託園の代表者（園長、主任、リーダー保育士の予定者等）は、当該保育園及びその保護者と引継ぎのための打ち合せ・調整を随時行う。

実質的な保育の引継ぎは、1月及び2月に次期担任予定者が可能な限り各クラスに入り、3月は主担任として通常保育が行える体制を整える。また、他の業務についても保育に準じて体制を整える。なお、児童の性格や特徴を把握するため、新旧担任職員等と保護者の面談を行うこととする。

委託後は、4月からの1ヶ月間程度、旧園長等が委託園を訪れるなどにより、委託後の園運営及び子どもや保護者の状況等を確認するとともに相談を受ける期間とする。

(2)引継ぎ保育実施計画書の作成

- 引継ぎに当たっては、事項・職員別に引継ぎ事項及びスケジュール等を記載した「計画書」を作成し、確実に引継ぎが行われるように配慮すること。

4. 委託業者の選定方法について

基本的事項

- 子どもたちが楽しく通え、保護者が安心して子どもたちを預けることができ、また地域全体の保育サービスの向上によい影響を与える保育園の運営を行う事業者を選定する。
- 選定に当たっては、公平・公正な方法により選定する。

(1)選定方法等

- 金額のみによる入札により選定することなく、保育内容や保育に関しての姿勢についてのプレゼンテーションの実施や実績の現地視察、職員の状況確認、職員面接の実施、また法人の経営状況などの確認を行い、良質な事業者を選定すること。
- 選定期間については、十分な引継ぎの打ち合わせの確保、事業者の職員確保などを考慮し、可能な限り早く選定すること。

(2)選定委員会の設置

- 委託事業者を適正かつ公平・公正に選定するために選定委員会を設置すること。
- 選定委員会の構成は、保育に関する学識経験者、法人経営について識見を有する者、市職員（事務職員、当該保育園の園長等）、当該保育園の保護者（複数）などとする。

(3)選定評価のポイント

- 法人としての健全な経営（継続的な運営が確保されているか等）
- 保育園運営に関する基本的理念・考え方
- 保育に関する職員の意識
- 職員雇用状況の実態
- 保育内容についての保護者の意向の反映、家庭との連絡・連携の取り組み（例え

ば連絡ノートなどの扱い)

- 保育水準の向上のための取り組み（職員研修の実施状況等）
- 職員の配置計画（障害児に対する職員配置等を含む）
- 職員の採用・確保・育成に関する考え方・配慮
- 現在勤務している嘱託・臨時職員等の採用についての考え方
- 給食・食材・アレルギー・食育についての考え方・配慮
- 危機管理、安全・衛生・健康管理に関する考え方・配慮
- 地域の子育て支援についての考え方・対応
- 地域の子育て施設や民生委員などとの連携ネットワークに関する考え方
- 情報公開・情報管理に関する考え方・配慮
- 事務処理の効率化等に関する考え方・配慮
- 保育の引継ぎに関する考え方・対応
- その他

(4) 応募事業者の条件

- みどり保育園（平成 18 年度委託予定）については、都内及び近隣において保育所の運営実績のある社会福祉法人とすること。
ただし、その後の委託園については、株式会社等の保育所の運営実績等を勘案したうえ、社会福祉法人以外の法人も応募事業者の条件に入れることを視野に入れ検討すること。

(5) 保護者の参加

- 事業者の選定に当たっては、公開プレゼンテーションを実施するなど、何らかの形で保護者の意見が反映できる仕組みをつくること。

(6) 委託契約

- 委託料については、保育園の運営が安定して行われるような条件を考慮し、著しく低価格としないようにすること。
- 給食調理及び保育に直接かわるものについては再委託を制限すること。
- 継続して保育業務の受託ができる契約内容とすること。ただし、不適切な保育を行うこととなった場合には、契約を解除できることとすること。

5. 保育園の運営について

基本的事項

- 「児童福祉施設最低基準」及び「保育所保育指針について」に基づき、子どもの保育を第一に、保護者の理解と協力を得て、安定した保育園の運営を行う。
- 保育サービスの質の確保及び向上のため保育状況の点検評価を行ない、結果を保育内容の向上に生かすものとする。

(1) 「保育園運営協議会」の設置

- 保育園の運営を円滑に行うため、保護者の代表、事業者、市保育課（保育士等を含む）による運営協議会を設置し、定期的に保育園の運営に関する協議を実施すること。

(2) 保育の質の確保について

- 東京都福祉サービス第三者評価を定期的に受け、評価結果を公表するとともに改善の必要がある指摘事項については速やかに対応すること。
- 市は、保育が適切に行われているかの確認を、市の保育園関係職員により、適宜実施すること。

- 市は、保育園の運営が適切に行われているかを確認できる資料の定期的な提出を求めること。

(3) 職員の育成について

- 職員の能力・資質の向上を図るため、職員研修を行うこと。また、委託園の職員は、西東京市保育課で実施する各種研修会へ積極的に参加するとともに、必要に応じて担当者会議等に参加すること。
- 事業者は職員の継続的雇用に努めること。

(4) 情報の公開及び個人情報の管理について

- 運営方針・保育方針・保育目標・その他運営状況等の情報は公開を原則とし、積極的な情報の提供に努めること。
- 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密は、個人のプライバシーを保護するため適切に管理すること。

(5) 保護者の意見の反映について

- 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮すること。
- 苦情や相談に関しては、その対応窓口を明確にし、迅速かつ適切な処理を行うこと。

(6) 西東京市子育て支援計画に基づく、公立保育園の再編・ブロック割による地域子育てネットワーク事業に積極的に取り組むこと。

6. その他

この内容は、今後の社会情勢の変化などにより、保育をめぐる環境が変化した場合は、必要に応じ、適宜見直しを行うこととする。